

「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成29年7月1日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**PDF形式に変換**して申請してください。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**PDF形式にて提出**するようにしてください。

共同企業体名：

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：徳島県鳴門総合運動公園陸上競技場改修工事

評価項目	「工程管理」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
<p>当陸上競技場は、徳島ヴォルティスのホームスタジアムとなっているため、Jリーグのオフシーズンとなる冬季（1期目：2020年12月7日から2021年2月28日（予定）、2期目：2021年12月1日から2022年2月28日まで（予定））に施工する必要があるため、1期目にアスファルト舗装（上層・下層）を仕上げ、2期目にポリウレタン舗装（各層）を仕上げ、3月上旬予定の世界陸連（WA：旧IAAF）クラス2取得のための日本陸上競技連盟第1種公認検定を受け、工期内に合格する必要がある。</p> <p>これらのことを踏まえ、次の全ての項目について具体的に記述すること。</p> <p>また、③については、簡易な施工計画（補足：工程表）により、この工事全体の工程表を作成すること。</p> <p>① 1期目の工程管理上の留意事項 ② 2期目の工程管理上の留意事項 ③ ①～②の記載内容の適切性を確認するための全体工程表（補足：工程表）</p> <p><u>※③については、簡易な施工計画（補足：工程表）により評価を行う。</u> <u>※簡易な施工計画（補足：工程表）の添付のない場合、入札が無効となるので、必ず提出すること。</u></p>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名： _____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：徳島県鳴門総合運動公園陸上競技場改修工事

評 価 項 目	「工程管理」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
<p>① 1期目の工程管理上の留意事項</p> <p>② 2期目の工程管理上の留意事項</p> <p>③ ①～②の記載内容の適切性を確認するための全体工程表（補足：工程表）</p> 	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名：

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：徳島県鳴門総合運動公園陸上競技場改修工事

評価項目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
------	------------------

具体的な施工計画

鳴門総合運動公園は、陸上競技場の他、野球場、体育館、武道館、テニスコートなど多くの運動施設を有しており、園路での散歩やジョギングを楽しむ方なども含め、年間約53万人の利用者でにぎわっていることから、資材運搬時など公園内への進入に際しては、公園利用者の安全対策が求められ、そのためには公園施設の利用状況を十分に把握した上で施工計画をたてる必要がある。

また、建設産業の担い手育成の観点から、この工事の施工においては、県民の建設産業への関心を深めるための取組（例：実際の施工現場を活用した作業体験等）を実施することとしている。そのため、取組の提案や提案を実施する際の関係機関との事前調整、安全確保等が求められる。

これらのことを踏まえて、次の全ての事項について具体的に記述すること。

- ① 資材運搬時など公園内進入時の公園利用者の安全対策
- ② 公園施設の利用状況に対応した施工計画
- ③ 建設産業への関心を深める取組と実施に当たっての事前調整等

※③の有効な取組については、その費用を変更契約の対象とする（入札額には含めないこと）。

※③の申請について、受注後、関係機関等との事前調整の結果、実施ができないと判断できる場合は、受注者は「同等又は同等以上」の履行義務を負わない。

共同企業体名：

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：徳島県鳴門総合運動公園陸上競技場改修工事

評 価 項 目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
<p>① 資材運搬時など公園内進入時の公園利用者の安全対策</p> <p>② 公園施設の利用状況に対応した施工計画</p> <p>③ 建設産業への関心を深める取組と実施に当たっての事前調整等</p>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

＜記述上の留意点＞

商号又は名称： _____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名： ○○工事 ←※工事名が間違っていないか確認を！

評 価 項 目	「施工上の課題への対応」の的確性
具 体 的 な 施 工 計 画	
<p>○○ということ（工事特性）に鑑み、○○する観点から、次の事項について記述すること。</p> <p>① ○○・・・ ② △△・・・ ③ ■■・・・ ④ ××・・・</p> <p>※①の項目についての記述に対して、②の項目で評価することはないので、テーマに沿った記述になっているのか、再確認を！</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る（補足：工程表）を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ポイント以上とする。 なお、「記述枠」の規格値は縦21.0cm、横17.0cm以内とし、55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。 また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。</p> <p>① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合 ② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から5mmを超えて大きい場合 ③ 「記述枠」内に56行以上の記述がある場合 ④ A4版でない場合 ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合</p> <p>注1：手書きの場合も同様とする。 注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。 注3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。 注4：空白行は、行数に含めない。 注5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">＜記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限＞</p>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。